

# 高等教育の質・水準の保証のための実施基準

第7章：プログラムの設計、認可、モニタリング、見直し

2006年9月

高等教育質保証機構

## 高等教育の質・水準の保証のための実施基準：プログラムの設計、認可、モニタリング、見直し

### 序文

1. 本書面は、英国高等教育におけるプログラムの設計、認可、モニタリング、見直しのための実施基準の第2版である。この基準は、高等教育質保証機構（QAA）の会員機関や英国で高等教育を提供している他の教育機関のガイダンス用に作成されたもので、「高等教育の質・水準の保証のための実施基準（Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education）」（以降「実施基準」と呼ぶ）の全体を形成している関係のある一連の書面のひとつである。

2. 当初、実施基準全体とそれを構成する10のセクションは、英国高等教育制度検討委員会・スコットランド委員会（the National Committee of Inquiry into Higher Education and its Scottish Committee）の報告書（the Dearing and Garrick Reports）に答えて、1998年から2001年の間にQAAによって準備されたものである。この実施基準は高等教育の質の保証のための英国内における全国的な取り組みを支援している。実施基準は、高等教育の質と水準の運営に関わる事項を網羅する制度全体にわたる原則（以降「指針」と呼ぶ）の包括的体系を特定している。実施基準は、教育機関が意識的に、積極的に、体系的に自らのプログラム・学位授与・資格に関わる質と水準を保証する際の信頼できる基準点を提供している。

3. この実施基準は、全国的に合意された原則と慣習を考慮に入れながら、各教育機関が自らの質・水準及び質保証制度の効率性を自己検証するための制度を有していることを前提としている。この実施基準の開発に当たっては、様々な有識者に対し広範囲な助言を求めた。

4. この実施基準は、例えば「2001年特別な教育ニーズ・障害法（the Special Educational Needs and Disability Act 2001）」のような関連法律に関わる法的要件を盛り込んでいない。ここでは、必要な場合は常に、教育機関が法的要件を満たすための最優先の義務を有していることを前提としている。しかしながら、実施基準の一部が法的義務あるいは同様の義務に関わる場合は、両者間の適合性を保証するよう努力がなされた。

5. 2001年以降、英国高等教育において数多くの展開があり、QAAは実施基準の個別セクションの改訂を開始するよう要請された。この任務を実行する上で、QAAは各セクションの構成を見直すことに決定した。特に、なぜ指針が重要と考えられるかの説明を用い、また実施基準に対する「チェックリスト」方式の場面を減らし、従来の「指針とガイダンス」

という形式を「指針と説明」という方式に取り換えることを決定した。そうすることにより、QAAは、2002年7月の報告書「高等教育：負担の軽減(Higher Education: Easing the Burden)」に盛り込まれた「より良い規制タスクフォース (the Better Regulation Task Force)」の提言4 (Part 4) を達成するよう努めてきた。この改訂されたセクションは「欧州高等教育域における質保証のための基準とガイドライン (the Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area)」も考慮に入れて作成されている。

6. 従って、実施基準の改訂されたセクションは一連の指針と添付の説明から構成されている。指針は、高等教育界が質と学術水準の保証にとって重要であると特定した原則の主要項目を記述している。個別の教育機関は、各機関のニーズ、伝統、文化、意思決定などを考慮しつつ、独自の運営と組織的プロセスを通じて、指針によって求められた事項が効率的に達成されていることを実証できなければならない。添付の説明では、なぜ指針が重要であるかが示されている。

7. この実施基準は高等教育界によって保証されてきた良い慣習を記述したものである。QAAによる監査と見直しのプロセスにおいては、各教育機関は、固有の方針を開発、導入する上で、実施基準とその指針をどの程度考慮に入れているかが検討されるため、この実施基準は有益である。

8. 教育機関は、固有の方針を開発し、それぞれのニーズに応じて、学科レベルにおける実践に多少の柔軟性を許すための有用な説明を探ることができる。QAA チームが監査と見直しを実施する時、これらの説明は組織的な実践に関する QAA の期待の一部を構成するものではないと強調することは重要である。

9. 学部と学校の教員は、この実施基準の様々なセクション全ての詳細について熟知する必要はない。但し、各機関の教育方針、特に自分の責任に関わる部分については熟知するよう期待される。

10. 使用者の手助けのために、指針は、添付の説明無しに、実施基準の本セクション付表 1 に記載されている。

11. 実施基準の本セクションの初版は 2000 年 4 月に出版された。第 2 版の出版は、初版に含まれていたガイダンスを用いた教育機関の実体験を考慮に入れるため、この実施基準の更改を手伝って下さった教育機関のスタッフとの協議を経て作成された。

## 序論

12. 「行動規範」の中の本節の第2版では、学習プログラムを策定、承認、監視そして審査する場合の正式かつ効果的な手順がすべての教育機関にあるべきであるとする原則を出発点として取り上げる。QAAの外部審査・監査プロセスにおける変更や、それに伴う、学位授与の水準や学生の学習体験の質を保證する教育機関自らの責任を重視する動向を含む、2000年以降の様々な変化を考慮するものである。さらにヨーロッパ単位互換制度、既存のスコットランド単位・資格体系、ウェールズ単位・資格体系を含む単位体系の構築に関し英国内で継続して進められている取組みにも配慮するものである。ボローニャ・プロセスの進展やヨーロッパの高等教育分野の資格体系の策定にもまた検討を加えてきた。

13. 「行動規範」の中の本節は、教育機関がプログラムの策定、承認、監視そして審査を実施する場合に、その手続きを策定し審査する際に検討すべき段取りに関し解説を加え一連の指針を示すものである。「行動規範」の中の本節の目的上、プログラムを「登録した学生が履修する、承認を受けたカリキュラム」と定義する。これは、通常、当該プログラムの仕様に定める、意図する学習成果に導く指定された学位授与のコースとなる。プログラムは、単一学科の中の異なるレベルで提供されることもある。またプログラムは、例えば、共同（優等）学位または複数（優等）学位など複数の専門分野を盛り込むこともある。プログラムという用語は、それ自体に複数の学科を含むこともあるモジュラー・スキームに基づく主たる進路を意味することもある。多くの教育機関では、プログラムはそれぞれ独自の成果を盛り込んだ、個々の単位またはモジュールから構成される。「行動規範」の中の本節に定める策定、承認、監査および審査の原則は、必要に応じて、このような単位に等しく適用することができるものである。

14. プログラムの策定は、創造的でしばしば革新的な活動となる。教育機関が学究プログラムを承認、監視、審査のために用いるプロセスは、創造性を養い、提供する内容を継続して充実させる修養を奨励するものでなければならない。

15. 「行動規範」の中の本節の終わりに、5つの付属文書を置いた。付属文書2と3は教育機関に対して、一方でプログラムの策定者と他方で認定および審査委員会が検討する可能性のある質問の体系を提供するものである。教育機関は本「行動規範」の関連するその他の節を相互参照されたい。

## 指針と解説

### 一般的指針

1

教育機関は次の手順で基準(標準)と質に対する職責(責任)を有効に果たさなければならない。

- プログラムの策定
- プログラムの承認
- プログラムの監視および審査

プログラムの監視と審査は、教育機関が提供する質と水準を保証するうえで欠かすことができない。本指針に照らしプログラムの策定、承認そして監視の原則と実務を評価する場合、次のことについて十分な配慮がなされているか検討することが重要である。

- 各学科の基準、高等教育の要件に対する国の体系、必要に応じて専門的公的規制機関 (PSRB)、雇用者そしてヨーロッパにおける国際的なプロセスに関係する法令、国を挙げての取り組みを含む外部の基準
- プログラムが提案する内容や展開と機関の目標と指名との整合性
- 戦略的な研究および資源の計画
- 英国内または海外の他機関と共同で授与する賞(奨学金)を含む機関内の既存の規定
- 各承認・審査プロセスに伴う危険の水準およびプロセスで求められる結果を達成するために必要な資源の最適な水準

2

教育機関は、水準を定め維持し保証するという大学当局(例えば、理事会、評議員会)の最も重要な責任を尊重し、大学当局による、プログラムを承認また審査する権限の委譲について適切に定義を行い実行しなければならない。

このようなプロセスに関与するスタッフや学生が手順の順番やいずれの機関が最終的な責任をとるかはっきり理解できるように、プログラムの策定、承認、監視および審査に関与する様々な機関のそれぞれの役割、責任と権限を明確に定めることが重要である。教育機関が継続してそのプロセスを有効に運営するうえで、委譲された権限を評価することが重要である。

3

プログラムの標準と質が適切であることの信頼性を担保するためには、独立性と客観性が必須であるので、教育機関は、プログラムの承認と審査の主要な段階で外部の参加を活用する。

外部関係者の参加は、プログラムが独立した助言に照らし立案、策定、承認そして審査されることを行うため、さらにプロセスの透明性と標準の確認を確実に維持するため重要である。そのような外部の参加は、プログラムを実行するチーム、手順に基づき取られる決定の独立性と客観性を監視する機関自体、学生、そして機関の独自のプロセスの外部にある、審査・監査を実行する機関のそれぞれに対して、様々なレベルで保証を与える。

プログラムを策定、承認そして審査する際に、教育機関が外部からの助力を活用できるようにすることが重要である。外部の審査者は、承認および審査のプロセスの様々な段階で有益な貢献を提供できる可能性がある。しかし、公平を期すため、このような者が正式な承認および審査委員会のメンバーになることはふさわしいとは思われない。さらにこのような外部の参加は、たどるプロセスの水準、重要性そして複雑さに比例するものである。有用な助力は、例えば次の人々により様々な方法でなされると思われる。

- 当該学問分野における最新の展開について情報とガイダンスを提供する外部のアドバイザー。他の機関の研究者が提供するガイダンスについては、”Higher Education Academy”(高等教育アカデミー)は、特に「学科センター」を通して特定の学問分野に従事するスタッフと接触できるため有用な手段となりうる。
- 同じ教育機関の他の学問分野の研究者
- プログラムのパートナー、例えば共同事業を行っている教育機関
- プログラムに基づき学習する学生または適当な代表的な役割を担い勉強する学生
- プログラムを履修した卒業生
- 適切な PSRB
- 例えば、教育の現場を含む、最新の動向に関する情報とガイダンスを提供する外部の関係者とアドバイザー（このような資源の具体例については、付属文書4を参照されたい）。

プログラムの策定、承認、監査そして審査のプロセスに適当な外部の関係者を活用することで教育機関はプログラムを充実させ保証する機会を得ることにもなる。

#### 4

**承認、監査そして審査のプロセスは、明確に表現がなされプロセスに従事する関係者に伝えられなければならない。**

プログラムを承認・審査するプロセスは、プロセスに従事する関係者および利害関係者のすべてによって理解されることが重要である。次は、教育機関がそのプロセスの明確さと利便性を考慮する場合に、有用であると思われる。

- その教育機関の全てのスタッフと学生そしてプログラムに外部から参加する者が利用できる、明確なプログラムを承認・審査するための原則と手順の公開。

この中には審査目的のためにプログラムを集約すべきか、より詳細な個別の方法で調べるべきか決定する、教育機関の独自のプロセスに含まれる。

- 承認と審査の異なる各段階を明確に示すことと、参加者の役割と責任をはっきりと定義すること（指針2を参照されたい）。
- プログラムの優先すべきプロセスに着手し、監視そして審査する責任を明確に定義すること。
- プログラム策定、承認、監査および審査に関する適性な実務の普及をスタッフの開発方策および活動に盛り込む方法。

### プログラムの策定

「行動規範」の中の本節の基礎をなす論理的根拠は、プログラムの策定、承認、監視そして審査はつながりのあるものであり、関係するプロセスは全体的かつ統合的な方法で見ることがあるということである。優れたプログラムの策定は、意図された学習結果と必要とされる標準の実現を促進するプログラムを創造するものであり、教育機関が新しいプログラムを承認あるいは既存のプログラムの提供内容の効果を審査する際に基本となるものである。プログラムを最初に策定し承認する手続きが厳しく効果的な場合、その後の評価は比較的容易に進むと思われる。プログラムの策定、承認および審査に際して、例えば PSRB や QAA) の外部機関の要件が考慮されれば取り組みや書類の重複を削減することが可能である。

## 5

教育機関は、プログラムを立案し策定する際に考慮すべき原則を公表あるいは入手できるようにし、原則が満たされているか承認の段階で検証する。

プログラムを適切で持続可能なものにするためには適切な立案と策定が絶対にかせない。またプログラムを首尾よく実施するためにも重要である。策定プロセスが十分に熟慮され有効に運用されれば、その後に控える承認、監視そして審査の手順が順調に進むことになる。新しいプログラムを策定し展開する際に考慮すべき原則や基準は多数あると考えられるが、その中には次のことが含まれる。

- 教育機関の目標と使命
- プログラムの意図する目的
- プログラムの水準 — 知力を要する課題と価値 — そして国内およびヨーロッパの資格体系における位置づけ
- 当該学科の基準書、ヨーロッパの基準、国内の高等教育の資格、さらに必要に応じて PSRB や雇用者の要件を含む、外部の基準、

各学科の基準、高等教育資格に対する国の体系、必要に応じて専門的、公的規制機関

(PSRB)、雇用者そしてヨーロッパにおける国際的なプロセスに関係する法令、国の関与を含む外部の基準

- プログラムを立案し策定する際の学生の役割
- 漸進の理念。カリキュラムがプログラムの実施課程でより高い要求水準を学習者に課することができるように（「要求水準」の説明は付属文書2を参照されたい）。
- プログラムの修了について学生が利用できる機会
- 例えば、学究および実用面、個人開発および学究的成果、カリキュラムの範囲に関連するプログラムのバランス。
- 学生の学習体験が、明確に定められた目的に結びついた、全体として論理的で知的統合性を保つことができるプログラムの一貫性（付属文書2を参照されたい）。
- 意図したプログラムの成果を反映することができる学位の授与
- 意図したプログラムの成果を促進し、実証し、評価する方法
- プログラムをサポートするために必要な資源が利用できる。

教育機関の指導および合意に基づき個々の学生がモジュールプログラムについて交渉できる場合、策定方針は交渉を進める場合の方針と手順をとくに知らせるべきである。教育機関が自らの指針を決定するうえで検討することが有用であるプログラム策定の一連の基準を付属文書2に簡潔に記した。策定し展開するプログラムがプロセスを経る中で自ら投げかけることが望ましいと思われる一連の質問を提示したものである。これはすべてのプログラムに関連するものであるが、直接関連する学科特有の外部基準がない異なった学問分野にまたがる革新的なプログラムに対しても基準を適切に作成できることを示す場合に特に有用と思われる。他の教育機関と共同でプログラムに取り組むスタッフにも有用であるかもしれない。

## プログラムの承認

### 6

教育機関は、プログラムを承認する決定については、大学の基準と学生に与えられる学習機会の妥当性を十分に考慮して告知すること、そして

- プログラムの最終決定は、大学当局または各学部またはプログラムを提供するその他のユニットから独立し、専門家の助言を入手することができる代表機関が行うこと。
- 承認プロセスで設定した条件を満たしていること、および与えられた勧告に対して適切な配慮がなされていることを示す、確認のためのプロセスがあること、を確実に実施する。

授与する学位の質と基準を保証する個々の機関の責任について、透明性を期するために、プログラムを承認すること、プログラムを開始する前にすべての条件が満たされていることを確認する責任を負う機関を明確に指定することが重要である。

教育機関は、例えば、新しいプログラム、新しいモジュール・ユニットあるいはモジュール・ユニットの内部における評価のバランスの変更などに対する様々な種類の承認に適應するプロセスについて十分理解していることが重要である。このような決定は比例とリスク分析に基づき、教育機関は適切なプロセスの内容と外部関係者の水準に関する決定を告知することが有用であると思われる。

新しいプログラムを策定、承認、開始する間、次の事項も検討に値するかもしれない。（教育機関には、2段階の承認プロセスを有するものがあるので、各段階で次のいずれが適切か検討されたい）

- プログラムを支える策定原則
- 授与する学位の水準と名称に準じた基準の定義と妥当性
- プログラムを支えるために必要な資源
- プログラムに予想される要求
- プログラムの監視および審査手続き
- 承認する時間
- プログラム仕様の内容
- プログラムが供与する学習機会の内容
- 承認および開始までのプログラムの展開
- プログラムのカリキュラムと当該分野における現在の研究の関係

### プログラムの監視と審査

教育機関は、継続した周期を作るためプログラムの日常の監視業務と定期的な審査の間の適切なバランスを検討すべきである。日常的な監視業務は提供する側の組織内で実施可能な活動であり、定期的な審査は通常、教育機関のプロセスであり、高い能力と学究的・専門的信頼性を有する外部の参加者を伴うものと思われる。このようなプロセスを策定し評価する際に、教育機関は小規模で付加的な変化を常に監視していくことが望まれる。

## 7

教育機関は下記を目的にして、日常的に(合意した周期で)そのプログラムの有効性を監視する。

- プログラムが、当該学問分野における知見を開発することおよび実務への応用について常に最新で有効であることを確認すること。
  - 意図する学習結果の達成状況を評価すること。
  - カリキュラムと意図する学習結果に関する評価の継続的な有効性を評価すること。
  - 識別された欠点を是正するための適切な行動に対する勧告をフォローすること。
- プログラムを日常的に監視することが重要である。そうすることで教育提供者は、

明記した目的を達成するうえでのプログラムの有効性と学生の意図する学習成果の達成状況を検討することができる。比例要素とリスク分析を応用することが可能なプロセスであり、教育機関は適切なプロセスの内容に関する決定を告知する。

各学期末に自らの実績を評価する人々の職責となることがしばしばある日常的な監視活動は例えば、次のことを検討することができる。

- 外部審査官の報告
- 認定機関その他の機関の報告
- スタッフおよび学生のフィードバック
- かつての学生およびその雇用者のフィードバック
- 学生の進歩状況およびその他を示すデータ
- プログラムの明細、学生便覧およびホームページ

与えられた勧告を有効かつ迅速にフォローすることで現在の学生と利益を守り、同時にスタッフ（人材）と資源を開発するニーズに取り組むことができる。

## 8

**教育機関は提供しているプログラムを継続する有効性と妥当性を広範囲にわたり定期的に審査する。**

審査を実施するタイミングとその内容は当該学問分野の知識及び実技の発達度合い、目的全体に関する広範な疑問を日常の監視体制の中で対応できる範囲、そしてそのような審査に関する教育機関の全体的な方針を含む、多くの要因により異なる。評価を継続して行う理念を忘れないことが重要である。すなわち評価のプロセスはバラバラに、またその機関のその他の重要課題と切り離して実施するものではない。

定期的な審査は、例えば次のような事項に照らし継続することの有効性と妥当性を評価するものである。

- 蓄積されたもの、繰り返されたものも含め、プログラムの策定内容と運用を変更することの効果
- 人的および物理的資源を継続して活用できること。
- 関連する学問分野における最新の研究や知識の応用に関する実務、技術の進歩、そして授業および学習の進展
- 学科別基準や、関係する PSRB の要件など外部基準の変更
- 学生の要求、雇用者の期待と雇用機会の変化
- “Teaching Quality Information”（教育の質に関する情報）のホームページで入手できる内容を含め、学生の向上と成績に関するデータ
- “National Student Survey”（全国学生調査）を含む学生のフィードバック

## プログラムの中止

9

プログラムを中止する決定をする場合、そのプログラムに登録した学生、または受け入れることが認められた学生に通知しその利益を守る手段を講じる。

教育機関は、その他の英国ないしは海外の教育機関または提携者と共同で授与する学位を含む、提供するポートフォリオを管理する責任がある。このことは新しいプログラムを開発する場合だけでなく既存のプログラムを中止する場合にも関係する。

プログラムの整然とした中止のプロセスを、策定、承認そして審査の場合と同様に組み込み、明確にして把握することが、重要である。

プログラムの特色に大きな変化が生じた場合、教育機関はこのような変化を有効に管理する適切なプロセスを持つことが必要になる。さらに、機関独自の状況の中でプログラムの特色に生じた変更の内容と共同者に対して逐次情報を提供する方法を明らかにする必要がある。

## プロセスの評価

10

教育機関は、自らのプログラム策定、承認、監査そして審査の実務の有効性を評価する手段を有している。

プロセスを評価することでその強化に焦点をあてられ、教育機関は次の事項を検討することができる。

- 実施した承認、監視そして審査活動の結果、教育機関、スタッフ、学生そしてその他の利害関係者にもたらされる利益。
- プロセスを実行した結果、学生の学習体験の充実する度合い。
- 内部外部を問わず、効果的な実務を確認し広めること。
- 承認および審査の実務をより効果的で効率のよいものにする機会。
- プロセスを通して、その教育機関が適切に、またプログラムのポートフォリオに比例してリスクを管理しているか否か。